

# 学校における業務改善は 教職員によって実現できるか

— 取組の経緯と14業務3分類の効果から検証する —

---

青木 純一  
(日本女子体育大学)

# 業務改善にかかわる課題意識

---

## ポイント

- 1) 学校のこれまでの業務改善には効果があったのか。
- 2) もしあまり効果がないとすれば、それはなぜか。

# 学校の業務改善の時期区分

---

前半（2006年～2016年）

教職員の負担軽減策としての業務改善

後半（2016年～現在）

学校の働き方改革のもとでの業務改善

## 前半の特徴（2006年～2016年）

---

- ◆ 教師の献身性をそのままに業務改善を図る、いわばアクセルとブレーキを同時に押し続けた時期。
- ◆ 業務改善の取組も限定的。

## 後半の特徴(2016年～現在)

---

- ◆国による働き方改革のもと、国・教育委員会が率先して様々な業務改善に取り組む時期。
- ◆教職員の在校等時間に多少の改善はあったが、上限「月45時間」超に大きな変化のない現状。

# 14業務3分類とは

表1 学校の働き方改革答申が示した14業務3分類

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減の可能な業務
<p>①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調査</p> <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進委員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番・地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番・地域ボランティア等） ⑧部活動（部活指導員等）</p> <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学校で設置、多くの教師が顧問を担わざるえない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフ等） ⑪学習評価と成績処理（補助的業務へのサポートスタッフ等） ⑫学校行事の準備（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

表2 14業務3分類の連合総研調査と文科省調査の比較

3分類	14業務	連合総研調査		文科省調査
		移行度		実施度
		〈そう思う〉	〈そう思わない〉	
学校以外	〈①登下校に関する対応〉	49.4	47.8	61.0
	〈②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応〉	44.0	45.7	25.8
	〈③学校徴収金の徴収・管理〉	46.9	45.9	36.5
	〈④地域ボランティアとの連絡調整〉	47.4	44.1	44.6
教師以外	〈⑤調査・統計等への回答等〉	32.8	58.7	36.4
	〈⑥児童生徒の休み時間における対応〉	25.5	70.4	5.6
	〈⑦校内清掃〉	29.1	67.9	16.6
	〈⑧部活動〉	31.2	65.3	72.1
負担軽減	〈⑨給食時の対応〉	31.6	62.7	21.1
	〈⑩授業準備〉	30.0	67.4	16.6
	〈⑪学習評価や成績処理〉	23.4	74.0	38.9
	〈⑫学校行事の準備・運営〉	28.1	68.6	49.1
	〈⑬進路指導〉	23.3	73.8	11.4
	〈⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応〉	38.0	59.0	97.2

5年を経て、  
いまだ半数に満たず

(差が比較的大)

注)・文科省調査は令和4年度である。  
・連合総研調査の〈⑧部活動〉は「部活動のある学校」、〈⑬進路指導〉は「中学校」のデータである。

表3 14業務3分類の連合総研調査と教文研調査の比較

3分類	14業務	連合総研調査	教文研調査			
		移行度	14業務に関する業務	期待度	注1	
				〈学校以外〉	〈教師以外〉	〈負担軽減〉
学校以外	〈①登下校に関する対応〉	49.4	(略)注2	49.5	32.7	11.7/17.2
	〈②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応〉	44.0	(略)	65.1	18.8	8.0/15.6
	〈③学校徴収金の徴収・管理〉	46.9	〈給食費の集金・未納者対応〉 〈学校徴収金の通知・集金・支払い等〉 〈学校徴収金に関する未納者対応〉	86.7 58.6 68.8	10.2 31.2 23.0	2.2/3.0 6.8/9.5 4.5/7.7
	〈④地域ボランティアとの連絡調整〉	47.4	(略)	51.5	29.3	13.2/18.0
教師以外	〈⑤調査・統計等への回答等〉	32.8	(略)	40.0	33.2	20.8/26.2
	〈⑥児童生徒の休み時間における対応〉	25.5	(略)	(未実施)	(未実施)	(未実施)
	〈⑦校内清掃〉	29.1	〈清掃指導〉 〈学校の環境整備〉	17.8 55.3	25.4 35.6	28.1/55.4 6.5/8.6
	〈⑧部活動〉		〈活動計画の作成〉	39.2 52.1 52.7	29.3 31.1 28.1	20.0/30.4 12.3/16.5 12.8/18.7
負担軽減	〈⑨給食時の対応〉			24.8	30.1	20.5/43.2
	〈⑩授業準備〉			11.3	38.3	33.3/49.4
	〈⑪学習評価や成績			12.4	28.9	35.8/57.7
	〈⑫学校行事の準備			12.2	21.4	42.9/65.2
	〈⑬進路指導〉			3.9 19.6	17.8 34.2	50.9/76.7 28.6/44.9
				21.0 23.7	30.8 26.9	29.8/46.6 28.8/48.1
				17.2	28.3	31.9/53.3
	〈⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応〉	38.0	〈児童生徒への対応〉 〈児童生徒、保護者への心理的ケア〉	9.3 32.3	35.4 41.5	30.5/54.0 15.6/25.1

**教職員の「期待」は、**

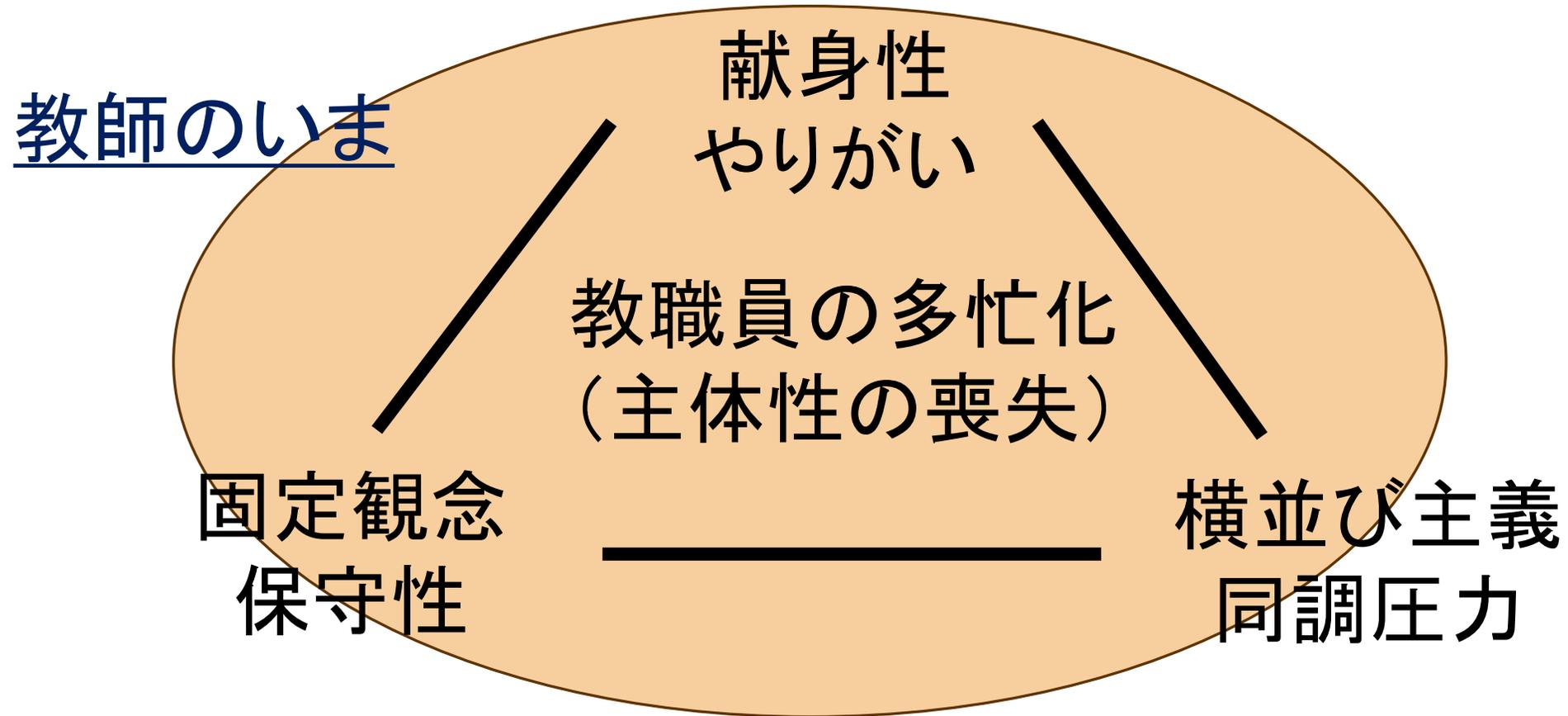
学校以外	教師以外	業務改善
49.5 (%)	32.7	11.7/18.2

注1 神奈川調査の〈負担軽減〉欄は、「〈教師の業務でかつ負担軽減できる業務〉/〈教師の業務〉」を示す。

注2 神奈川調査では、14業務と同じ内容は(略)で表記した。

注3 〈⑧部活動〉は「部活動のある学校」、〈⑬進路指導〉は「中学校」のデータである。

# 業務改善が進まない学校の背景



# 業務改善のこれからの在り方

---

- 1) 国・教育委員会によるトップダウンの改革は効果的。
- 2) 教職員を中心とする業務改善のボトムアップは限界。
- 3) しかし、学校にボトムアップのような取組がないと、学校の業務は自然増する。
- 4) 国・教育委員会主導のもとに、学校の協力は必要。

文部科学省の示す「業務の役割分担・適正化」を、  
 文部科学省の示す「業務の役割分担・適正化」を、  
 文部科学省の示す「業務の役割分担・適正化」を、  
 文部科学省の示す「業務の役割分担・適正化」を、  
 文部科学省の示す「業務の役割分担・適正化」を、

提言 6

教員が本来業務に専念するために、

必要な業務を「勤務」とは認めない「給特法」を、  
 廃止もしくは抜本的見直し

勤務時間(7時間45分)	時間外
授業時間	放課後
授業・授業準備、採点業務、会議、部活動指導、家庭連絡、事務作業など	

教員勤務実態調査(2022年)では一日平均、小学校10時間45分、中学校11時間01分

同じ仕事をしても時間外になると勤務とみなされません(自発的勤務)。時間外勤務手当もありません。

「定額働かせ放題」の現状を法改正によって解消

学校外の教員が担ってきた14の業務を仕分けし、機能的な位置につけて減らす

- 学校以外が担うべき業務
  - ①登下校に関する対応
  - ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が帰られたときの対応
  - ③学校徴収金の徴収・管理
  - ④地域ボランティアとの連絡調整
- 学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務
  - ⑤調査・統計等への回答等
  - ⑥児童生徒の休み時間における対応
  - ⑦校内清掃
  - ⑧部活動
- 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
  - ⑨給食時の対応
  - ⑩授業準備
  - ⑪学習評価や成績処理
  - ⑫学校行事等の準備・運営
  - ⑬進路指導
  - ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

持続可能な学校のための7つの提言

提言1 「わかる授業」「楽しい学校」づくりのために、教員の授業の準備の時間を確保することが必要です。

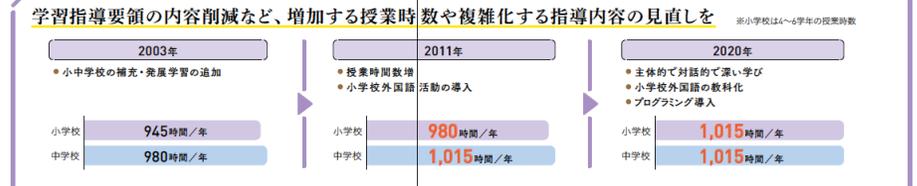
提言2 すべての校種で少人数学級の実現が必要で、さまざま背景をもつすべての子どものために、教職員の拡充とスキルカウンセラー等の専門職の配置・拡充が必要です。

提言3 若手教職員をサポートするために、人員配置の拡充も含めた業務軽減が必要で、

提言4 子どもがゆとりある学校生活をおくるために、学習指導要領の内容削減など、学ぶ内容の見直しが必要で、

提言5 教員が本来業務に専念するために、文部科学省の示す「業務の役割分担・適正化」を、文部科学省の責任においてすすめることが必要で、

提言6 教員のいのちと健康を守るために、「定額働かせ放題」「給特法」の廃止、抜本的見直しが必要です。



教職員から寄せられた声

- 部活動後6時過ぎに授業の準備などを始め、終わらず部活動後6時過ぎに授業の準備をしています。家での休憩時間ありません。(新潟県・中学校教員)
- 人が足りず、本務以外に時間を割くことを強いられ、文部省の必要な子どもが帰るので、授業準備を収めてもらいたい。(鹿児島県・小学校教員)
- 残業化する事柄も増えて多岐を求めています。事務職員など学校運営、運営を充実させるための定額と給特法廃止も必要です。(山梨県・中学校事務職員)
- 少人数学級を実施し、小学校でも専科を指すせば、教員一人ひとりの負担が減ります。もっと教育予算を確保する必要があります。(茨城県・小学校教員)
- 仕事量が多く、一冊大切な授業の準備や生徒と向き合う時間が不足しています。部活動等の専門家を思い、教職員数を確保する必要があります。(東京都・高校教員)
- 研修、会議、採点などに追われ、毎日9時間の授業で、授業の準備は間に合わず持ち帰っています。残業も毎日、休められていません。(神奈川県・小学校教員)

7つの提言

持続可能な学校のための

2023年4月28日、文部科学省は「教員勤務実態調査」の速報値を公表しました。近年、教員の長時間労働の問題が指摘されていますが、ほとんど改善されていないことが明らかになりました。教員不足も深刻です。持続可能な学校づくりのため、日本教職員組合は緊急提言を行います。

日教組「緊急提言 持続可能な学校のための7つの提言」2023.7.14

---

ご清聴、ありがとうございました。